新潟県

新潟県の価格転嫁の状況と取組について

1　県内の状況

(1) 原材料等価格高騰の影響に関する緊急調査（第10回）

調査対象：県内企業510社　(回答：198社)
調査期間：令和8年8月19日～同年9月2日
　目　的　：県内企業の仕入価格の動向や価格転嫁の動向、経営への影響などを把握

〈過去の調査〉
第１回：R4.4.26～5.16、第２回：R4.7.27～8.16、第３回：R5.1.10～1.30、
第４回：R5.4.26～5.17、第５回：R5.8.25～9.13、第６回：R6.2.1 ～2.16、
第７回：R7.8.23～9.10、第８回：R7.8.15～8.29、第９回：R8.1.28～2.9

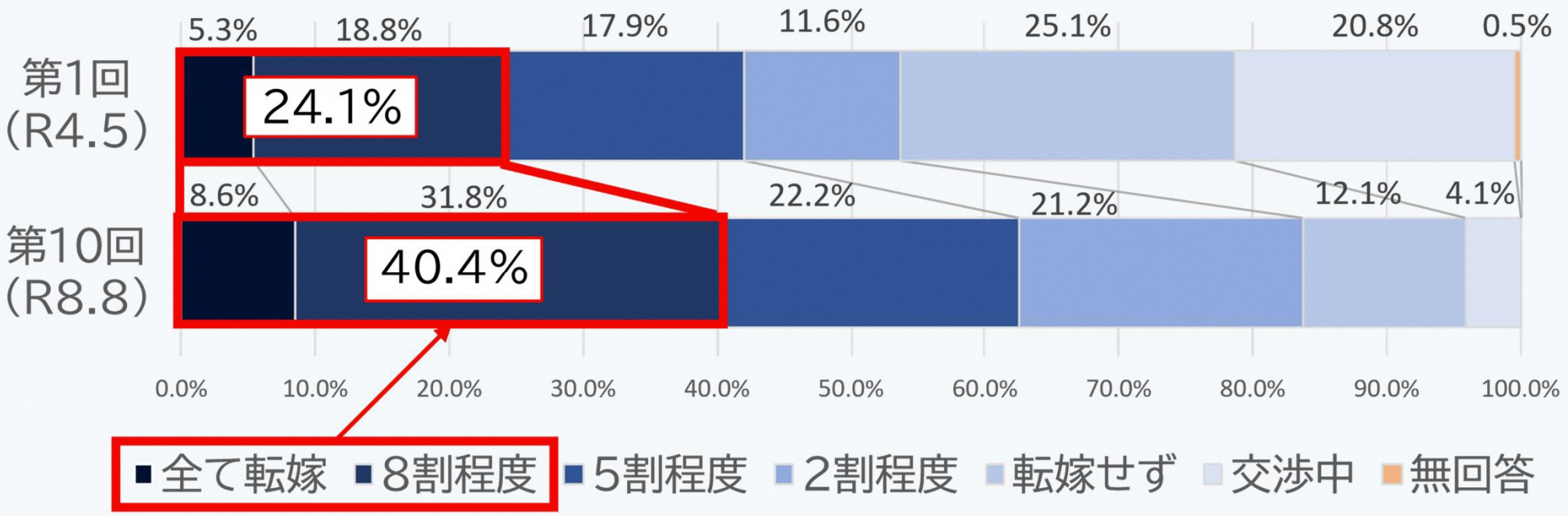
○ 第10回調査の概要

- 「原材料価格」「エネルギー価格」「労務費」で収益を「大きく圧迫」されている企業は前回調査から増加
- 約８～９割の企業が価格上昇が収益を「大きく圧迫」「やや圧迫」と回答
- 「原材料価格の上昇」については、「概ね８割以上」の価格転嫁ができた企業は４割程度
- 「エネルギー価格の上昇」、「労務費の上昇」については「概ね８割以上」の価格転嫁ができた企業は２割程度

1　県内の状況

(2) 原材料価格の価格転嫁

Q. 原材料の仕入価格の上昇を価格転嫁できましたか？



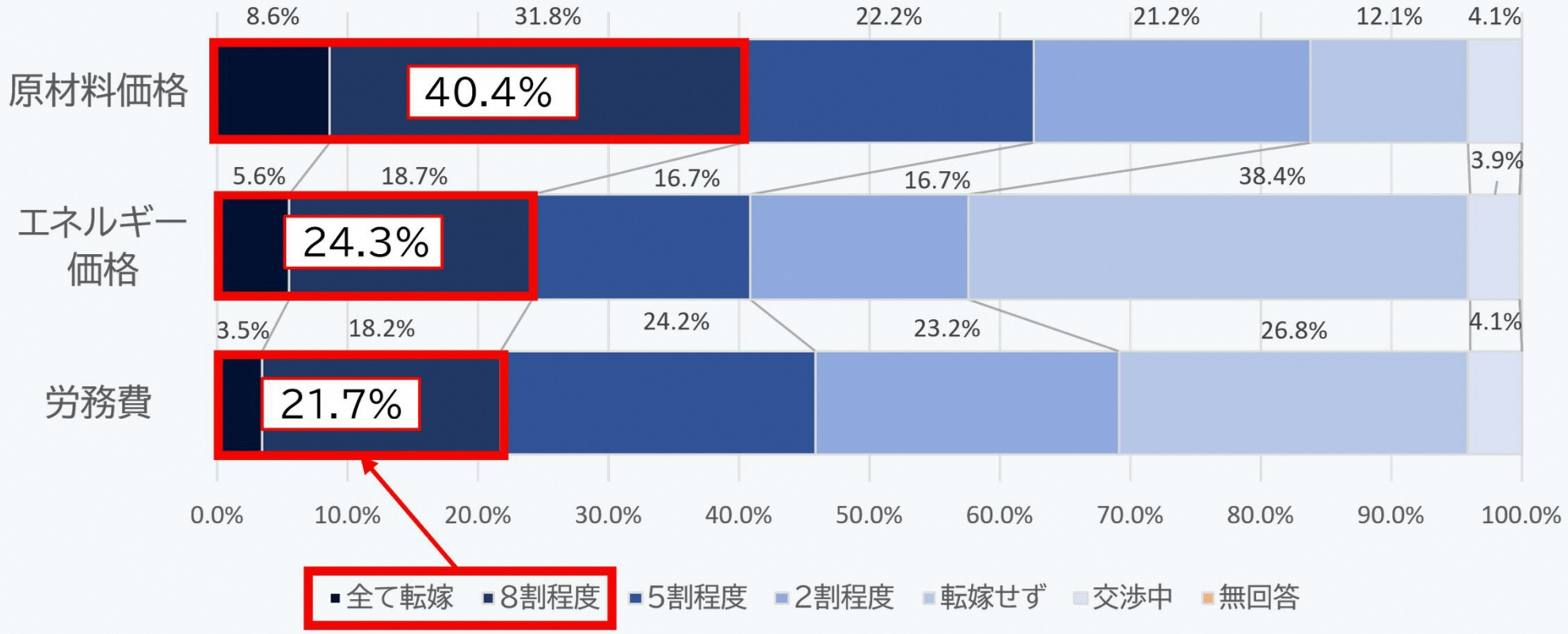
・原材料価格を価格転嫁できている企業の割合は徐々に増加している

・依然として、十分に価格転嫁ができていない企業も一定数いる

1　県内の状況

(2) エネルギー価格と労務費の価格転嫁

第10回調査における「原材料価格」「エネルギー価格」「労務費」の価格転嫁割合の比較



・原材料価格の価格転嫁と比較して、エネルギー価格や労務費の価格転嫁は低い水準

２　価格転嫁促進の取り組み

(1)困ったときの相談窓口

（公財)にいがた産業創造機構(NICO)で取引のトラブルや価格転嫁、経営相談等様々な相談を受け付けています。

取引かけこみ寺	取引に関するトラブルや不当な扱いを受けたと感じた時の相談窓口	☎025-384-0857
よろず支援拠点	価格交渉や価格決定のプロセスを含む、経営上のあらゆる悩みの相談窓口	☎025-246-0058
専門家派遣	専門家が原価計算の方法や価格交渉に必要な準備、実践方法等を直接支援 <価格交渉促進枠> 対 象 者：売上等が5%以上減少している中小企業 費　　用：企業負担なし(無料) 派遣回数：最大５回／社	☎025-246-0056

・県で発注する業務（官公需）における価格転嫁等の相談は、新潟県出納局管理課(025-280-5495)で受け付けています。

2　価格転嫁促進の取り組み

(1)困ったときの相談窓口(取引かけこみ寺相談事例)

CASE 1 代金の未払い・支払遅延

- ●支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- ●取引先の事務処理手続きが遅れたことを理由に支払日に支払われなかった。
- ●納品後の受入れ検査に時間がかかったため、締日に間に合わず、支払が翌月回しになった。
- ●取適法の対象取引において、支払い期日が60日以内にも関わらず、支払い期日が経過しており、資金繰りが厳しい。



CASE 2 買いたたき

- ●取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、発注単価を一方的に引き下げられた。
- ●発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- ●取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- ●急ぎの品ということで、土日なく作業をして仕上げたが代金は通常のままだった。



CASE 3 代金の減額・値引き

- ●発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。
- ●「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。
- ●原材料価格が下落したために受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。



CASE 4 価格交渉・一方的な代金決定

- ●人件費等の増加分を発注価格に盛り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じない。
- ●代金の引き上げについて協議を求めたが、回答を引き延ばされ、協議に応じない。
- ●相手方から代金の引き下げを要請され、引き下げの理由の説明を求めても、具体的な理由の説明や根拠資料の提供がなく、一方的に代金が引き下げられた。





こんな悩みを抱えていたら、取引かけこみ寺へご相談を!

地方公共団体における官公需(契約・取引)に関する相談があった場合には、該当する地方公共団体の相談窓口を紹介いたします。

CASE 5 不当なやり直し

- ●発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず、受注代金は変更されなかった。
- ●納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- ●検査基準の明示がないまま不良品とされ、手直しをさせられた。



CASE 6 不当な受取拒否・返品

- ●在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良返品となるのかわからない。
- ●発注品のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



CASE 7 不当な経済上の利益提供

- ●量産終了から一定期間が過ぎた後に、長期間発注を行わないで、無料で金型、木型等の型・治具を保管させられた。
- ●貨物運輸を委託している相手に取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



CASE 8 知的財産権の侵害

- ●図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。
- ●WEBデザインの制作を受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまった。
- ●試作品の製造を発注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。

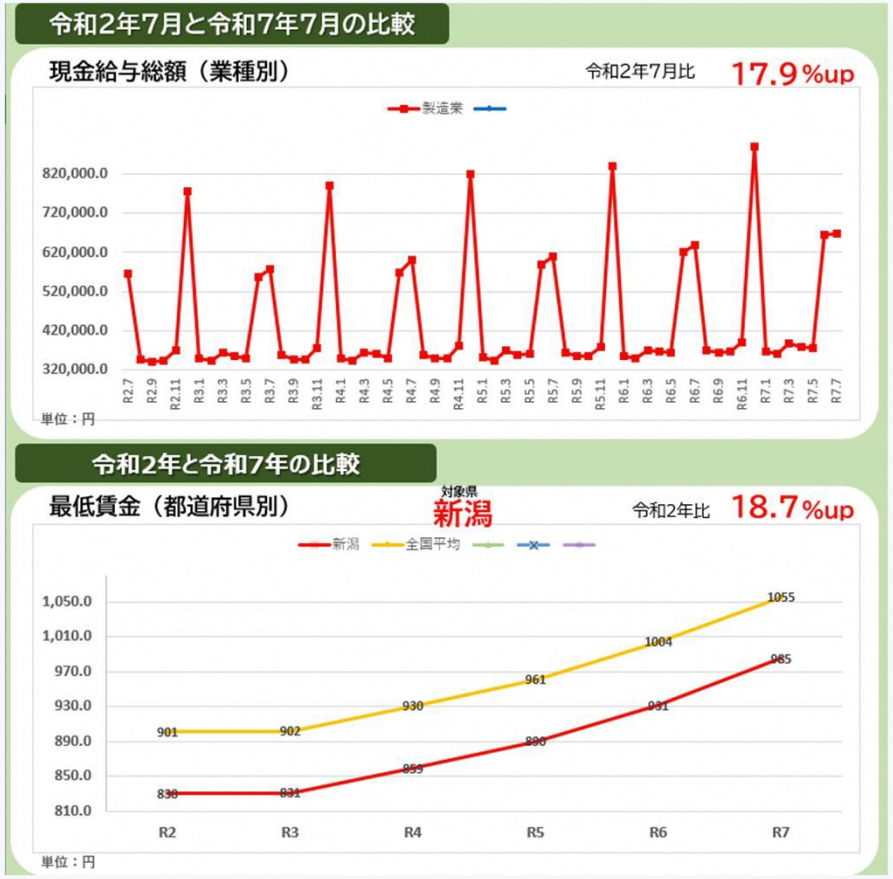


2　価格転嫁促進の取り組み

(2) 県のHPで各種支援ツール等の紹介

国で実施する講習会や、誰でも自由に使うことのできる価格交渉支援ツール等、価格交渉で役立つツールや制度を県のＨＰで紹介しています。

【紹介例】「価格交渉支援ツール」(埼玉県)





作成は埼玉県ですが、日本銀行調査統計局や厚生労働省の全国平均の価格推移であり、<u>新潟県でも使用可能</u>です

２　価格転嫁促進の取り組み

(3)パートナーシップ構築宣言の普及啓発

【パートナーシップ構築宣言】
　国が実施する取組で、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの

パートナーシップ構築宣言の内容

サプライチェーン全体の共存共栄を目指し、企業の代表者名で以下の項目を宣言

パートナーシップ構築宣言

・サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

・中小受託事業者との望ましい取引慣行の遵守



宣言登録のメリット

- ポータルサイトに企業名掲載、ロゴマーク活用でＰＲ可能
- 国や県の補助金の一部で審査上の加点措置創設
  ※県補助金の一部で宣言登録を要件化
- 国が実施する税制の優遇措置を利用可能

パートナーシップ構築宣言の登録企業数

	県内	全国
R7.4.1	701社（全国23位）	62,489
R8.11.9	3,029社（全国13位）	110,588

2　価格転嫁促進の取り組み

(3)パートナーシップ構築宣言の普及啓発(登録方法)

STEP1:宣言文の作成

「登録方法」から
「ひな形」をＤＬ

記載要領を参考に宣言文を作成

STEP2:ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ登録

「登録」ページで企業名等の必須事項を入力し、宣言文をアップロード

STEP3:宣言文の公開

登録後、概ね３～４日後に「登録企業リスト」にて企業名が公開。

○ ポータルサイト(トップページ)



・30分程度で登録可能
・業種・規模を問わずに宣言可能

※県ではR7.9に、「パートナーシップ構築宣言」への県内企業の登録促進と取引適正化に向けた機運醸成を図るため、県が公共調達において重点的に取り組む内容について、「新潟県パートナーシップ構築宣言」を行いました。